主 文本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人照井克洋作成名義の控訴趣意書に記載されているとお りであるから、これを引用する。

控訴趣意第一(事実誤認の主張)について

所論は、要するに、被告人は、本件事故前である昭和六〇年六月ころから頻繁に 幻聴・幻覚に悩まされ、被告人がかかる症状に陥つたときには、被告人の意識は妄 想に支配され、同時に頭痛・虚脱症状を伴い、正常な判断能力に欠ける状能となり、その行動は異常行動となつて現われていたところ、本件事故当時、被告人は、 右のような幻聴・幻覚にとらわれ、正常な判断能力を期待できない精神分裂病の症状、すなわち心神喪失ないし少なくとも心神耗弱の状態にあつたのに、原判決が本 件事故当時被告人が正常な精神状態にあつたことを前提に被告人に業務上過失致死 傷罪の成立を認めたのは、被告人が原審で精神分裂病であることを自覚できず、また、異常体験を異常体験であると意識できず、従つて、右の事実を主張、立証できなかつたとはいえ、結果的に事実誤認を犯したことになる、というのである。

記録によると、被告人は、本件の事実につき、原審公判廷において認め、関係証 拠もすべて同意書面として適法に取り調べられているが、それらによると、被告人 は、捜査段階を通じて事故の態様や過失内容につき終始詳細に供述し、また、原審 公判廷においても、本件事故の経緯、態様、結果等につき一貫して原判示事実にそ う内容であることや被害者への謝罪や示談内容についても率直に供述し、最終陳述 において、「述べたいことはありません。」と陳述していた。ところで、当審において、弁護人は、前記のように、本件事故当時、被告人は精神分裂病に罹患してお り、心神喪失ないし心神耗弱の状態にある旨主張するに至つた。そこで、当裁判所 は、記録を調査し、当審において、二度にわたり、被告人の本件犯行当時及び現在 の精神状態につき精神鑑定をしたほか、本件事故当時の被告人の精神状態に関する 事実取調べをするなど慎重な審理を行つた結果、以下のような判断に到達した。

まず、原判決が認定した罪となるべき事実は、次のとおりであり、この認定

に疑念を差し挟むべき余地はない。すなわち、 被告人は、昭和六〇年八月一日午前三時二〇分ころ、業務として大型貨物自動車 を運転し、群馬県館林市大字ab番地先E縦貫自動車道上り線を栃木県方面から埼玉県方面に向かい時速約一〇〇キロメートルで進行中、第二走行車線上を先行して いた普通乗用自動車を追い越して追越し車線から左側の第二走行車線に進路を変更 しようとして、同車線に入りかけたものの、約一五・六メートル左後方の第二走行 車線上に右普通乗用自動車を認め、衝突の危険を感じて再度追越し車線に進路を変 更しようとしたが、高速度で走行していたのであるから、急激なハンドル操作を避け、徐々にハンドルを右に転把し適切なハンドル操作をすべき業務上の注意義務が あるのにこれを怠り、前記のとおり右普通乗用自動車が自車後方の間近にせまって いたことにろうばいし、ハンドルを急激に右に転把した過失により、自車を右前方 に暴走させて中央分離帯ガードロープに衝突させた上、これを突破して対向車線上 に自車を横転させて滑走させ、折から、同対向車線を進行して来たA(当時四二 年)運転の大型貨物自動車の前部に自車後部荷台屋根付近を衝突させ、よつて、同 人に頭蓋骨骨折の傷害を負わせ、同日午前四時三〇分ころ、同市大字cd番地のe公立B病院において、同人を前記頭蓋骨骨折により死亡させたほか、同人運転車両の同乗者C(当二〇年)に全治約一週間を要する左膝部擦過傷等の傷害を負わせた ものである。

本件現場付近の道路は、ほぼ直線の片側三車線で、各車線の幅員は、第一走行車 線が三・六メートル、第二走行車線が三・九メートル、追越し車線が三・七メート ルとなつており、その右側にニメートルの中央分離帯に接しガードロープが設置され、第一走行車線の左側には三・三メートルの路側帯が設けられている。

本件当時、被告人車両の走行する追越し車線その他の車線上には、後記の被告人 車両が追い越そうとした普通乗用自動車以外には先行車両が見当たらない状況にあ つた。

被告人は、捜査段階から当審公判に至るまで、一貫して、本件事故は、被告人が 原判示道路の追越し車線上で第二走行車線を先行する普通乗用自動車を追い越して から左側の第二走行車線に進路を変更しようとして同車線に入りかけた際、約一 五・六メートル左後方の第二走行車線上に右乗用自動車を認めて衝突の危険を感 じ、再度、追越し車線に進路を変更しようとして右急転把した過失により自車を右 前方に暴走させて中央分離帯のガードロープに衝突させたうえ、これを突破して対向車線上に自車を横転させて滑走させ、折から対向車線上を進行して来た被害車両に衝突させたものである旨供述し、結局、本件事故における被告人の過失は、先行車の追越しに際し、被告人が同車との安全な車間距離をとらず、適切なハンドル操作をすることなく、右急転把したことにあつたというべきであり、右認定に反するかのような当審証人Dの供述は、事故後、被告人から事故状況の説明を受けた内容を述べるものであつて、被告人の供述及び事故現場の客観的状況と対比すれば、右認定を左右するに足りるものではない。

二 次に、本件事故当時及び現在における被告人の精神状態について考察する。 関係各証拠、殊に、当審において取り調べたE大学医学部付属病院神経科精神科 医師(当時)F及び社会福祉法人G保養院医師H作成の各鑑定書(以下、それぞ れ、「F鑑定書」「H鑑定書」という。)並びに当審証人Fの当公判廷における供 述(以下、「F証言」という。)及び当審証人Hに対する当裁判所の尋問調書(以 下、「H証言」という。)を総合すると、次の各事実が認められる。

被告人の精神的現在症状をみるに、H鑑定書によると、被告人は、現在、表面上は幻覚、妄想等の陽性症状が認められず、一応病勢は鎮静しているといえるが、基本的には分裂病性の病的人格状態が持続しており、恐らく、本件事故以後の経過において病勢の進行があつたと考えるのが自然であろう、としている。そして、各定書によれば、被告人は、表情乏しく、口数少なく低声で応答が受動的であるの、その内容は質問の趣旨に沿つており、思路の乱れも感ぜず、意識は清明であるの、その内容は質問の趣旨に沿つており、思路の乱れも感ぜず、意識は清明である当識も正しく、注意や了解は取り立てて悪くもなく、記銘、記憶は概ね正常であると判定され、また、被告人の総合知能指数は八〇前後で、日常生活には支障がなく、身辺処理も可能であつて、職能別知能基準に従えば運転手としてはごく普通の知能であり、作業能力の点でも何ら問題ないと判定されている。

三 ところで、被告人の右のような精神分裂病と本件事故当時の刑事責任能力との関係について、弁護人は、被告人は心神喪失ないし少なくとも心神耗弱の状態にあつたと主張する。

そして、F鑑定書によると、本件事故前にさせられ体験あるいは被影響体験と呼ばれる精神分裂病特有の症状が認められ、従つて、少なくとも昭和六〇年四月以前

から精神分裂病に罹患していた可能性が極めて大きいとし、右のような被告人の精 神分裂病と本件事故当時の刑事責任能力について、F証言は、両者は全く無関係で あつたとはいえないというのである。すなわち、F証言によると、同証人は、精神 分裂病を固定的に一個の疾病と考えることなく、様々な症状の寄せ集めとしての症 状群と把えたうえで、右のような症状下での刑事責任能力は犯行時点での精神状態 によつて判断すべきであるとし、本件事故当時、被告人は、日常的な自動車の運転 そのものは普通にでき、たとえ幻聴が認められたとしても、それによつて事故が発 生したものではないから両者の直接の関連性は否定されるが、何らかの事故に巻き 込まれた際、それに対する的確な判断ができなかつたり、大きな事故に対する感情 的な表現が普通でなくなるというようなこともあり得、その意味では健常者の場合 とは異なると考えるべきである、というのである。

また、H鑑定書によると、被告人の自ら明確化し得ない過去の幻覚、妄想知覚 (病的)体験とその態様、人格状態、発病の経過奪いずれも精神分裂病の諸特徴に 相当するところから精神分裂病を診定し得、その発病の時期は昭和六〇年一月早々 またはそれ以前が想定されるが、本件事故当時、病的体験が出没していたとはい え、職業、社会生活における通常の適応が維持できており、しかも周囲の人から精 神変調を全く気付かれていないことからすると、病勢が未だ被告人の人格、行動を 圧倒し、対社会的適応を逸脱しないだけの統覚能力を保持し得る人格状態にあつた とし、右のような被告人の精神分裂病の病状、病勢と本件事故当時の刑事責任能力 について、被告人は、「本件当時、幻覚様体験等が出没し、時として「命令されるような体験」に従うことがあつたが、他人に気付かれるような言動の崩れは制御し得る人格状態にあつたと思われ」、「事後の精神状態、行動に重大な破綻が見当たらない点からみると、病的体験の支配によつて完全に自我の統覚を失い、全人格的混乱に至る程度にはなかつたとみるべきで、後車の接近に危険を感じ、急ハンドルスを表した。 をきつたという反応や、以後の行動も正常心理的了解範囲と解される点もそのよう な理解を支持すると考えられる。」とし、鑑定主文三項において、「被告人は、本 件の追越しの直前、運転操作を指示する幻覚様体験等が出没した可能性があり、 れを前提として病的影響を想定すると、病的な行動から結果的に事故につながつた ことを否定し得ないが、事故自体は病的体験に直接的あるいは不可避的因果関係を 持つとは云えず、全人格的に精神機能の破綻した状態に起因するとも考えにく い。」と結論づけている。そして、H証言は、右鑑定書を補充して、被告人の病的 行動と本件事故の発生とは直接の因果関係はなく、間接的なものであること、精神 分裂病者の場合、注意力や認知機能が普通の場合より劣ることがあるから、被告人 の場合、本件事故の発生について注意力が普通より少し減退していたことはあり得 ることを述べている。

右の各鑑定書、F証言、H証言に被告人の供述等を総合して、被告人の本件

事故当時における刑事責任能力について、以下、検討を加えることとする。
〈要旨〉右各鑑定書及び各証言によると、被告人は、本件事故当時、精神分裂病に罹患していたものと認められる〈/要旨〉ところ、昭和六〇年一月ころの前記異常言動 が恐らく分裂病症状の最初の表出であり発症と推測されるが、同年四月ころから感 じられたという幻聴様体験等も、むしろまれに出没する状況のようであり、持続的でなく、かつ、ごく短時間のようであつて、その病的体験も日常生活や自動車運転に支障を及ぼしておらず、同僚の目にも通常と変わらない状態で稼働し、日常的に周囲から全く異常な言動があったという印象を持たれていなかったことなどに徴する。 ると、異常体験があつたとしても、周囲に気付かれるような言動に出なかつたか、ないしは周囲に気付かれるような状況では従わないことができる程度のものであつ たと考えられる。そうだとすると、被告人の本件事故当時における精神分裂病の症 状の程度は、病的体験の出没があつたとはいえ、その職業、社会生活における通常 の適応が維持し得たのであるから、病勢がいまだ被告人の人格、行動を圧倒し、対 社会的適応を逸脱しないだけの統覚能力を保持し得る人格状態にあつたものという ことができる。しかも、本件事故は、過失事犯であつて、動機の問題もなく、被告 人は、事故時に至る経過的状況の認識においても通常の意味、理解を失つた徴候が なく、原判示認定のとおり、被告人が先行する自動車の追越しを完了しようとして 追越し車線から左側の第二走行車線に進路を変更しようとした際、左後方に右自動 車を認めて衝突の危険を感じ右に急転把した過失、すなわちハンドル操作のミスに より、自車を右前方に暴走させた結果、事故を惹起したことを一貫して供述し の過失責任を認めているものであつて、以上の諸点によれば、被告人の職業運転手 としての過失の程度は決して小さいものではないとしても、自動車運転者としては

特に異常な走行状況とも認められず、被告人の大型貨物自動車の長距離運転手としての経験が短いことや本件事故当時、被告人は、青森県八戸市fg丁目所在のJ有限会社を出発してから、途中、三戸市内のドライブインと安達太良サービスエリでそれぞれ約三〇分から一時間の休憩をとつたとはいえ、少なくとも七時間余り大型貨物自動車の深夜運転を継続し、疲労もあつたことなどをも併せ考えると、前、大型貨物自動車の深夜運転を継続し、疲労もあつたことも併せ考えると、前、大型貨物自動車の深夜運転を継続し、ってきない。これらの事情を総合すると、前半事故は、精神分裂病による「病的体験の支配によって完全に自我の統覚を失い、急生人格的混乱に至る程度にはなかつたとみるべきで、後車の接近に危険を成ら、急く、出鑑定書三五頁)のであつて、以上の認定によれば、本件事故当時、被告人が是非弁別の能力及びその弁識に従つて行為する能力に欠けた心神喪失の状態にあつた

とはいえず、この点に関する所論は採用することができない。 、前記各鑑定書及び各証言によると、被告人は、本件事故当時注意能 力が著しく減退した心神耗弱の状能にあつたとも認めることはできない。すなわ ち、被告人は、本件事故当時精神分裂病に罹患し、殊に、本件事故発生直前の自車の走行中、はつきり言葉として聞こえてくるわけではないが、「左に進路をと」 れ。」とか「追い越したらいいじゃないか。」などと命令されるような言葉を聞い たような感じがしたとか、「ちらちら赤いものが見えるようなことがあつた。」な どとして、幻聴・幻覚様体験の出没を訴えている(被告人は、F鑑定の際の問診に おいては、かかる病的体験の存在を肯定しながら、H鑑定における問診に際しては、「赤いものがチラチラ見えたというのは?」との質問に対しては「あつたような気もします。」(はつきりしない)と答え、また、「車線を変更するとき、そうしろと聞こえたのか。」との質問に対して「ないこともない。」と答えるなど不明 確、あいまいに述べている。そのため、前記のようにH鑑定書においては、右のような体験等の出没の可能性があつたとするに止まり、かつ、「これを前提として病 つな体験寺の出没の可能性があったとするに正まり、かつ、「これを削炭として病的影響を想定する」としている。)が、本件事故当時の状況をみるに、追越しの理由は通常よくある態様のもので不自然な点はなく、それに伴う車線変更の認識、判断及び行動も正常であるうえ、実況見分調書によると、被告人は、追越し開始から追越し車線に入り約二七〇メートル走行し、第二車線に戻ろうとして入りかけ、前記のとおり、原判示普通乗用自動車との車間距離不足感から衝突の危険を感じて右に急転把したことが認められ、これによれば、被告人は、右自動車の走行を左背後に認識のこう。同事との車間距離を判断しての車線変更であって、突発的行動であ に認識のうえ、同車との車間距離を判断しての車線変更であつて、突発的行動であったとはいえず、また、追越命令や車線変更指示の病的体験に従った異常行動の表 出とも認め難く、仮に、被告人において病的体験を感じたとしても、それに直接的 あるいは不可避的因果関係を持つとは考え難いというべきである。そして、本件事 故前の稼働状況は通常と変わりがなく、しかも本件事故発生直前までの運転の経緯、態様は、前記のとおり、もともと追越しの意図からすれば当初から予定された当然の行為で、それ自体は何ら特異なものともいえず、更には、本件事故発生後電話で救急車を呼び、警察官の事情聴取に応じたほか、会社の上司に対しても事故の 額末を詳細に報告するなど、事態相応の行動をとつており、その間病的体験は認め られず、同乗者や上司などからも被告人の異常または了解不能な言動の指摘がない ことに徴すると、被告人は、本件事故に際し過失責任の前提となる注意能力の点に おいて、通常人に比し、病的影響を想定すると多少減弱していることは否定し得な

ない。のみならず、被告人の当審公判廷における供述によれば、被告人は、本件事故の責任を認め、被告人たる立場を認識し、かつ、罪障感を有していることも認められるので、被告人が是非善悪の判断に欠け、ないし著しく減弱した精神状態にあったとは認め得ないというべきである。

また、H鑑定書は、鑑定主文三項において、「被告人は、本件の追越しの直前、運転操作を指示する幻覚様体験等が出没した可能性があり、これを前提として病的影響を想定すると、病的な行動から結果的に事故につながつたことを否定し得ない(後略)」とするが、他方、同鑑定書「九 診断と説明」中の「本件犯行時の精神状態」の項において、「後車の接近に危険を感じ、急ハンドルをきつたという反に、中略)も正常心理的了解範囲と解される」と記載されており、H証言によれば、の、中略)も正常心理的了解範囲と解される」と記載されており、H証言によれば、のに直接的因果関係はなく、被告人の場合、本件事故の発生についての注意が少し減退していたことはあり得るというのであるから、右鑑定書によっても、被告人の本件事故時における注意能力は、精神分裂病により、通常人に比して著しく減弱していたものと認めることはできない。

していたものと認めることはできない。 従つて、被告人は、本件事故当時、精神分裂病のため注意能力が著しく減退していたとか、是非の弁識及びそれに従つて行為する能力が著しく減弱した心神耗弱の状態にあつたものとは認められず、この点に関する所論も採用の限りではない。論旨は理由がない。

控訴趣意第二(量刑不当の主張)について

所論は、要するに、原判決の量刑は、刑の執行を猶予しなかつた点において、重 きに失し不当である、というのである。

よつて、刑事訴訟法三九六条により本件控訴を棄却することとし、当審における 訴訟費用を被告人に負担させないことにつき同法一八一条一項但書を適用して、主 文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 高山政一 裁判官 泉山禎治 裁判官 千葉勝郎)